

税務調査の通知について

Q : 税務調査がある場合、事前に通知がありますか？

A : 原則として、通知されることとなっています。

【解説】

税務調査については、次の方針が出されています。

1. 税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査日時をあらかじめ通知(事前通知)する。ただし、事前通知を行うことが適当でないと認められる次のような場合については、事前通知を行わない。

① 業種・業態、資料情報及び過去の調査状況等からみて、帳簿書類等による申告内容の確認が困難であると想定されることから、事前通知を行わない調査(無予告調査)により在りのままの事業実態等を確認しなければ、申告内容等に係る事実の把握が困難であると想定される場合

② 事前通知することにより、調査に対する忌避・妨害、あるいは帳簿書類等の破棄・隠ぺい等が予想される場合

2. なお、事前調査を行うかどうかは、個々の事案に即して、無予告調査の必要性を十分に検討して決定し、税務調査の指令の際に指示するとともに、その事績を記録する。

なお、納税者に事前通知する場合には、税務代理権限証書を提出している税理士にもその通知が必要で、さらに、税理士が書面添付しているときは、その税理士に意見を述べる機会を与えなければならないとされています。

